



# 島根県報

令和6年8月16日（金）

第 5 4 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業計画の変更（2件）	（ 〃 ）	3
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
保安林予定森林（3件）	（ 〃 ）	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ 〃 ）	7
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出（3件）	（中 小 企 業 課）	7
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	11
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の 業務を行う事務所の所在地の変更（4件）	（建 築 住 宅 課）	11

### 【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出	（森 林 整 備 課）	14
漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定による簡易代執行の実施	（水 産 課）	15
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	16
公共測量の終了	（ 〃 ）	16

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおけるメンテナンス付 カーテン賃貸借に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	16
ガスクロマトグラフ質量分析システムの賃貸借に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	19

---

**告 示**

---

**島根県告示第525号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

## 奥出雲町土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

村尾 明利 仁多郡奥出雲町小馬木1479番地 2  
大坂 茂 仁多郡奥出雲町鴨倉744番地  
勝部 定次 仁多郡奥出雲町稲原908番地  
安部 備造 仁多郡奥出雲町中村777番地 2  
高橋 和義 仁多郡奥出雲町八川18番地  
内田 俊雄 仁多郡奥出雲町郡256番地  
陶澤 眞一 仁多郡奥出雲町上三所66番地 1  
若月 勝久 仁多郡奥出雲町上阿井1674番地 2  
藤原 努 仁多郡奥出雲町高尾407番地  
藤原 久子 仁多郡奥出雲町下阿井1085番地  
原田 敦子 仁多郡奥出雲町小馬木1831番地17  
内田 吉彦 仁多郡奥出雲町三所285番地  
石原 一志 仁多郡奥出雲町八代835番地  
安部 昌平 仁多郡奥出雲町大呂1711番地  
横田 和彦 仁多郡奥出雲町横田1161番地 3

## 監事

響 芳秋 仁多郡奥出雲町下阿井616番地  
石原 照雄 仁多郡奥出雲町小馬木1517番地44  
舟木 長 仁多郡奥出雲町大馬木1983番地  
高橋 正敏 仁多郡奥出雲町亀嵩1744番地

## 2 就任年月日

令和6年4月1日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

村尾 明利 仁多郡奥出雲町小馬木1479番地 2  
岸本 徳光 仁多郡奥出雲町八代1199番地 4  
勝部 定次 仁多郡奥出雲町稲原908番地  
高橋 護 仁多郡奥出雲町竹崎1390番地  
嵐谷 和則 仁多郡奥出雲町竹崎348番地  
安部 備造 仁多郡奥出雲町中村777番地 2  
高橋 和義 仁多郡奥出雲町八川18番地  
大坂 茂 仁多郡奥出雲町鴨倉744番地

---

渡部 正弘 仁多郡奥出雲町高尾142番地  
 内田 俊雄 仁多郡奥出雲町郡256番地  
 陶澤 眞一 仁多郡奥出雲町上三所66番地 1  
 若月 勝久 仁多郡奥出雲町上阿井1674番地 2  
 藤原 努 仁多郡奥出雲町高尾407番地

## 監事

佐藤 修二 仁多郡奥出雲町高田332番地  
 響 芳秋 仁多郡奥出雲町下阿井616番地  
 石原 照雄 仁多郡奥出雲町小馬木1517番地44  
 舟木 長 仁多郡奥出雲町大馬木1983番地

## 島根県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年8月16日

島根県知事 丸山達也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
飯南地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場

## 島根県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年8月16日

島根県知事 丸山達也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
飯南地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	飯南町役場

## 島根県告示第528号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸山達也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第529号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

安来市伯太町下十年畑660

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伯太町下十年畑660（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第530号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市大社町鷺浦字龍761、762、763－1、763－4、字丸1090－1、1090－2、1091－2

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

島根県告示第531号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市大社町鷺浦字勝尾木974、974－続1、字東大床992－1、字以下谷東平1056－1、1057－1、1058－1、1087－続1、字ヌタカタニ1087－1、1088－1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

島根県告示第532号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

---

出雲市大社町鷺浦字小丸山742-2、字蛇バメ谷1089-1、1089-2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第533号

令和6年島根県告示第420号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
大田市三瓶町野城天堤イ753-1、イ753-3、イ754-1、イ754-3	保岡 稔映
大田市三瓶町野城トヤケ東イ827、イ828、イ829-3、千京田イ826、天堤イ403、イ750-1、イ751-1、イ751-3、イ755、イ756、槇ヶ峠イ823、与助イ762	梶谷 典子
大田市三瓶町野城黒米イ853-3	岩佐 實

## 島根県告示第534号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年8月16日

島根県知事 丸山達也

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイナチュラルガーデン黒田 島根県松江市黒田町418外

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンインマルイ 代表取締役 松田 和也 鳥取県鳥取市湖山町東一丁目122-1

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンインマルイ 鳥取県鳥取市湖山町東一丁目122-1 代表取締役 松田 欣也

(変更後) 株式会社サンインマルイ 鳥取県鳥取市湖山町東一丁目122-1 代表取締役 松田 和也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) サンインマルイ	鳥取県鳥取市湖山町東一丁目122-1	松田 欣也	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) サンインマルイ	鳥取県鳥取市湖山町東一丁目122-1	松田 和也	令和6年5月25日 代表者変更
(株) リサ・クリエイティブ ロダクツ	鳥取県米子市東倉吉町135-1	奥田 義人	令和6年6月6日 入店
(株) 米子高島屋	鳥取県米子市角盤町一丁目30	森 紳二郎	令和6年6月6日 入店
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 周平	令和6年6月6日 入店

## (4) 変更の年月日

(3)のア 令和6年5月25日

(3)のイ 上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和6年8月6日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第535号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイ浜山通り店 島根県出雲市渡橋町1158外

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社みつまる 代表取締役 福代 明正 島根県出雲市枝大津町2-8

##### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンインマルイ 鳥取県鳥取市湖山町東一丁目122-1 代表取締役 松田 欣也

(変更後) 株式会社サンインマルイ 鳥取県鳥取市湖山町東一丁目122-1 代表取締役 松田 和也

##### (4) 変更の年月日

令和6年5月25日

#### 2 届出年月日

令和6年8月6日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課(出雲市今市町70)

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

##### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

##### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

##### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

#### 島根県告示第536号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

---

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平の前ショッピングモール 隠岐郡隠岐の島町平森ノ越431番地1ほか

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 隠岐郡隠岐の島町平431番地1

## (3) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ショッピングセンターひまり 隠岐郡西郷町大字平431番地1

(変更後) 平の前ショッピングモール 隠岐郡隠岐の島町平森ノ越431番地1ほか

## イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダヤ 隠岐郡西郷町大字平431番地1 代表取締役 新宮 貴司

(変更後) 株式会社ヤマダヤ 隠岐郡隠岐の島町平431番地1 代表取締役 新宮 貴司

## ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
株式会社ヤマダヤ	隠岐郡西郷町大字平431番地1	新宮 貴司	
有限会社面谷商店	隠岐郡西郷町大字中町字目貫の四28-1	谷本 陽	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
株式会社ヤマダヤ	隠岐郡隠岐の島町平431番地1	新宮 貴司	平成16年10月1日 住所変更
有限会社面谷商店	隠岐郡隠岐の島町中町目貫ノ四28番地 1	谷本 陽	平成16年10月1日 住所変更
	隠岐郡隠岐の島町中町目貫ノ四27番地 1		令和3年10月25日 住所変更

## (4) 変更の年月日

(3)のア 平成16年10月1日(所在地)

令和6年7月24日(名称)

(3)のイ 平成16年10月1日(住所)

(3)のウ 上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和6年7月25日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

隠岐の島町商工観光課(隠岐郡隠岐の島町下西78番地2)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第537号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 椈谷
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から35号までを順次に結んだ線及び標柱1号と35号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
鹿足郡吉賀町椈谷234番1	1号及び35号
〃 234番5	2号及び3号
〃 677番2	4号
〃 677番1	5号及び6号
〃 675番1	7号及び8号
〃 675番3	9号
〃 211番4	10号から12号まで及び18号から20号まで
〃 211番2	13号及び14号
〃 211番1	15号から17号まで
〃 675番7地先道路敷	21号
〃 675番6	22号
〃 675番5	23号
〃 225番1	24号
〃 225番	25号
〃 226番2	26号から28号まで
〃 227番	29号及び30号
〃 227番地先水路敷	31号及び32号
〃 677番5	33号及び34号

## 島根県告示第538号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸山達也

名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
日本建築 検査協会 株式会社	東京都中 央区日本 橋三丁目 13番11号	東京都中央区日本橋三丁目12番2号	東京都中央区日本橋二丁目12番6号	令和6年3 月18日

## 島根県告示第539号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸山達也

名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
一般財団 法人ベタ ーリビン グ	東京都千 代田区富 士見二丁 目7番2 号	東京都千代田区富士見二丁目7番2号 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	東京都千代田区富士見二丁目7番2号 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番8号	令和6年7 月1日

## 島根県告示第540号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸山達也

名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社 建築構造 センター	東京都新 宿区新宿 一丁目8 番1号	島根県松江市中原町6番地 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室 群馬県高崎市八島町262番地 内藤	島根県松江市中原町6番地 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 福島県郡山市中町11番5号 群馬県高崎市八島町262番地	令和6年3 月13日

ビル2階	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2番3号 さいたま浦和ビルディング 3階	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2番3号
千葉県船橋市葛飾町二丁目402番3 号 丸庄ビル1階	千葉県船橋市葛飾町二丁目402番3 号	千葉県船橋市葛飾町二丁目402番3 号
神奈川県横浜市西区高島二丁目12番 6号 崎陽軒ビルヨコハマ・ジャスト 1号館7階	神奈川県横浜市西区高島二丁目12番 6号	神奈川県横浜市西区高島二丁目12番 6号
長野県長野市南県町1082番地 KO YO南県町ビル5階	長野県長野市南県町1082番地	長野県長野市南県町1082番地
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2 号 久屋パークビル7階	愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2 号	愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2 号
三重県四日市市浜田町12番18号 ア ーク四日市ビル7階	三重県四日市市浜田町12番18号	三重県四日市市浜田町12番18号
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番 19号 成広ビル2階	岡山県岡山市北区内山下一丁目3番 19号	岡山県岡山市北区内山下一丁目3番 19号
広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室	広島県広島市中区八丁堀15番6号	広島県広島市中区八丁堀15番6号
香川県高松市亀井町2番1号 朝日 生命高松ビル5階	香川県高松市亀井町2番1号	香川県高松市亀井町2番1号
愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室	愛媛県松山市三番町七丁目13番13号	愛媛県松山市三番町七丁目13番13号
福岡県福岡市博多区御供所町1番1 号 西鉄祇園ビル3階	福岡県福岡市博多区御供所町1番1 号	福岡県福岡市博多区御供所町1番1 号
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10 号 朝日生命佐賀駅前ビル3階	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10 号	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10 号
長崎県長崎市万才町3番4号 長崎 ビル2階	長崎県長崎市万才町3番4号	長崎県長崎市万才町3番4号
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号
	大阪府大阪市中央区南本町三丁目4 番15号	

## 島根県告示第541号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社 建築構造 センター	東京都新 宿区新宿 一丁目8 番1号	島根県松江市中原町6番地 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番 28号 福島県郡山市中町11番5号 群馬県高崎市八島町262番地 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2番3号 千葉県船橋市葛飾町二丁目402番3号 神奈川県横浜市西区高島二丁目12番 6号 長野県長野市南県町1082番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2 号 三重県四日市市浜田町12番18号 大阪府大阪市中央区南本町三丁目4 番15号 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番 19号 広島県広島市中区八丁堀15番6号 香川県高松市亀井町2番1号 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 福岡県福岡市博多区御供所町1番1 号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10 号 長崎県長崎市万才町3番4号 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	島根県松江市中原町6番地 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番 28号 福島県郡山市中町11番5号 群馬県高崎市八島町262番地 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2番3号 千葉県船橋市葛飾町二丁目402番3号 神奈川県横浜市西区高島二丁目12番 6号 長野県長野市南県町1082番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2 号 三重県四日市市浜田町12番18号 大阪府大阪市中央区南本町三丁目4 番15号 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番 19号 広島県広島市中区八丁堀15番6号 香川県高松市亀井町2番1号 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目 7番22号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10 号 長崎県長崎市万才町3番4号 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	令和6年4 月15日

**公 告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		

44	松江森林組合 代表理事組合長 永江 一	松江森林組合 代表理事組合長 中谷 喜久雄	松江市乃白町219番 地	令和6年5 月31日
----	------------------------	--------------------------	-----------------	---------------

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条の2第2項の規定による漁港管理者の監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないため、同条第4項の規定により、次のとおり措置することについて公告する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 車両の所在及び種類等

##### (1) 所在

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字浦ノ谷67-8 漁具保管修理施設用地

##### (2) 種類等

軽自動車 ダイハツ ミラ 島根41 え 62-21 1台

#### 2 監督処分に係る措置を命ずる理由

令和4年4月から放置されている当該車両について、車両に残っているガソリンが火災を誘発し、漁港施設を損傷するなど漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するため。

#### 3 当該車両の所有者の行うべき措置

当該車両の所有者は、令和6年9月16日（月）までに漁港管理者の指示に従い、当該車両を除却しなければならない。

#### 4 漁港管理者の行う措置

当該車両の所有者が期限内に3の措置を行わないときは、漁港管理者は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該車両を除却するものとする。

なお、車両の除却に要した費用は、法第39条の2第10項の規定により、当該措置を命ずべき者の負担とする。

#### 5 本件に関する問合せ先

〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

隠岐支庁農林水産局総務企画部総務課 電話 08512-2-9665

教示

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求することができます。

なお、審査請求によって、この決定の効力、決定の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、島根県知事に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、島根県知事の判断となります。）。

2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和6年8月5日から同月30日まで
- 3 作業地域  
益田市大草町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年7月29日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年8月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和6年4月10日から同年7月29日まで
- 3 作業地域  
益田市虫追町地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年8月16日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量  
メンテナンス付カーテン賃貸借 一式
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 賃貸借期間  
令和6年12月1日から令和11年11月30日まで
  - (4) 設置期限  
令和6年11月30日（土）

## (5) 設置場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

島根県出雲市下古志町1574番地4 島根県立こころの医療センター

## (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(8)寝具」又は「(9)その他」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) カーテン賃貸借に関して、相当の実績を有することを証明できる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話 0853-30-6410

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和6年8月16日から同年9月6日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜を除く午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、メールで申し込むこと。

- (3) 入札説明会

実施しない

- (4) 書類の提出期限

ア 提出期限

令和6年9月17日（火）午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送

## ウ 提出場所

(1)の問合せ先

## (5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

## ア 提出期限

令和6年9月20日（金）午前9時まで

## イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、9月19日（木）午後5時までに到着していること。

## ウ 提出場所

令和6年9月19日（木）午後5時までは(1)の場所とし、それ以降は(6)のイの場所とする。

## (6) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和6年9月20日（金） 午前9時

## イ 場所

島根県立中央病院2階 会議室2

## 4 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額（契約期間に係る総支払予定額）を契約に係る期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合又は、入札保証金の免除に関する誓約書を提出した事業者については、免除することとする。

## (3) 契約保証金

契約金額（契約期間に係る総支払予定額）を契約に係る期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合又は、契約保証金の免除に関する誓約書を提出した事業者については、免除することとする。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札参加者は、開札の日時までの間において、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

入札参加者の入札価格が、島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札参加者を落札者とする。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報す

ること。なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 契約の解除

令和6年度から令和11年度までの歳出予算において、本業務にかかる予算が減額又は削除された場合は、本契約を解除する場合がある。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : A complete set of curtain for hire, including repair and maintenance

(2) Desired Date of Delivery : November 30, 2024

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan, Shimane Prefectural Medical Service Center for Mental Health, 1574-4 Shimokoshi-cho, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-0032 Japan

(4) Deadline for Tender : 9 : 00 a.m. September 20, 2024

(applications by mail must be arrived at the office by 5 : 00 p.m. on September 19, 2024)

(5) Please tender all information to : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

TEL : 0853-30-6410

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年8月16日

島根県警察本部長 丸山直紀

1 入札に付する事項

(1) 件名

ガスクロマトグラフ質量分析システムの賃貸借契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和7年2月1日から令和14年1月31日まで

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。

---

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「14借入品」小分類「(4)理化学機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先  
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警務部会計課  
電話 0852-26-0110 内線 2241、2242及び2243
- 5 入札説明書の交付等
- (1) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から令和6年8月28日（水）までの間、電子調達システムにより交付する。  
なお、これにより難しい場合は次により交付する。
- ア 交付期間  
本公告の日から令和6年8月27日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 交付場所  
4の場所
- (2) 入札説明会  
行わない。
- 6 入札参加希望者に要求される事項
- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年8月28日（水）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
- (1) 電子調達システムによる入札の期間  
令和6年9月9日（月）午前9時から同月10日（火）午後4時まで（同月9日午後5時から同月10日午前9時までを除く。）
- (2) 書面による入札の日時、場所等

## ア 日時

令和6年9月10日（火）午後4時まで

## イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和6年9月10日（火）午後4時までに到着していること。

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和6年9月11日（水）午後1時30分

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部5階第三小会議室

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合（入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合を含む。）は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合（契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合を含む。）は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Gas chromatograph mass spectrometry system

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. September 9, 2024 to 4 : 00 p.m. September 10, 2024

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. September 10, 2024

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. September 10, 2024)

- (4) Date and time for bid opening : 1 : 30 p.m. on September 11, 2024
- (5) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan  
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241, 2242, 2243)